

茅野市総合評価落札方式実施要綱

平成21年3月30日

告示第96号

最終改正 平成26年5月19日告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、茅野市が発注する建設工事のうち茅野市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱（平成21年茅野市告示第94号。以下「事後審査型入札要綱」という。）第2条に規定する事後審査型一般競争入札を実施する場合に、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、茅野市業者選定等審査委員会（茅野市業者選定等審査委員会規程（平成18年茅野市訓令第13号）第1条に規定する委員会をいう。以下「審査委員会」という。）において、次条に定める総合評価の方法により評価することが妥当と判断し、市長が認めたものとする。

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式は、入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事实績等」という。）及び入札価格を一体として評価するものとする。

2 総合評価落札方式で定める評価点は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点（価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点）
- (2) 価格点（入札価格に基づいて算定した評価点）
- (3) 価格以外の評価点（入札者の工事成績等から算定した評価点）

3 前項各号の評価点は、別に定める総合評価点算定基準によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式による落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、落札者を決定する際に改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときにあらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、前条の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、審査委員会の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(公告)

第6条 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 価格以外の評価点申請書（以下「評価点申請書」という。）提出時、入札時及び落

札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。

- (4) 価格以外の評価結果の公表に関すること。
- (5) 評価結果に対する疑義照会に関すること。

(評価点申請書の提出)

第7条 入札参加者は、別に定める評価点申請書（以下「評価点申請書」という。）を指定された期間内に提出しなければならない。

- 2 前項の評価点申請書を提出しない者は、入札に参加できない。

(価格以外の評価点の決定)

第8条 価格以外の評価点は、評価点申請書に基づき採点し、決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9条 市長は、前条の規定により決定した価格以外の評価点について、当該入札を実施する前に公表するものとする。

- 2 入札者は、前項の規定により公表された日の翌日から2日以内（茅野市の休日を定める条例（平成元年茅野市条例第30号）第1条第12項に規定する休日を除く。）に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正する必要があるものと認められ、これを行ったときは、修正内容について公表するものとする。

(落札候補者の決定等)

第10条 市長は、入札価格が予定価格以内の入札者であり、かつ、茅野市低入札価格調査制度実施要綱（平成21年茅野市告示第95号。以下「低入札制度要綱」という。）第6条第2項の規定により失格となる者でないものを対象に、総合評価落札方式による評価を行い、次により落札候補者を決定する。

- (1) 第5条の規定により決定した落札者決定基準により算出された総合評価点（以下単に「総合評価点」という。）が最も高いものが1者である場合は、当該者を落札候補者とする。
- (2) 総合評価点が最も高いものが複数ある場合は、これらのもの全員について、事後審査型入札要綱第15条第1項の規定による審査を行い、これらのものについて入札参加資格があると認められるとき（これらのものに係る入札価格が、低入札制度要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る場合においては、同要綱の規定による調査により、契約の内容に適合した履行がされると認められたときに限る。以下この号において同じ。）は、次により落札候補者を決定する。
 - ア 入札参加資格があると認められる者が1者であるときは、当該者を落札候補者とする。
 - イ 入札参加資格があると認められる者が複数あるときは、改めて日時、場所を設定し、当該者により、くじにより落札候補者を決定するものとする。この場合において、くじに参加することができない者がいるときは、その者に代わり入札事務に関係のない茅野市職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 前号の規定による審査により入札参加資格があると認められる者がいないとき、又は入札参加資格があると認められた者すべてに係る入札価格が、低入札制度要綱第3条

第1項に規定する調査基準価格を下回り、かつ、同要綱の規定による調査により契約の内容に適合した履行がされないおそれが高いと認められたときは、総合評価点が次に高い者に対し、第1号又は前号の規定を適用して落札候補者を決定する。

2 落札候補者を決定した後に、価格以外の評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わる場合は、前項の規定による決定を取り消し、改めて落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定等)

第11条 市長は、前条第1項第1号の規定により落札候補者を決定した場合は、当該落札候補者に対し、事後審査型入札要綱第15条第1項の規定による審査を行い、入札参加資格があると認められたとき（この者に係る入札価格が、低入札制度要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る場合においては、同要綱の規定による調査により、契約の内容に適合した履行がされると認められたときに限る。）は、当該落札候補者を落札者とする。

2 前項の規定による審査により入札参加資格があると認められなかったとき、又は当該落札候補者の入札価格が、低入札制度要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回り、かつ、同要綱の規定による調査により契約の内容に適合した履行がされないおそれが高いと認められたときは、総合評価点が次に高い者に対して前条の規定を適用して落札候補者を決定し、前項又は次項の規定により落札者を決定する。

3 前条第1項第2号の規定により落札候補者を決定した場合は、当該落札候補者を落札者とする。

(総合評価点の公表)

第12条 入札者の総合評価点の集計結果は、前条の規定により落札者が決定した後に公表するものとする。

(契約の解除)

第13条 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽記載等悪質な行為があったと確認された場合は、契約を解除するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。